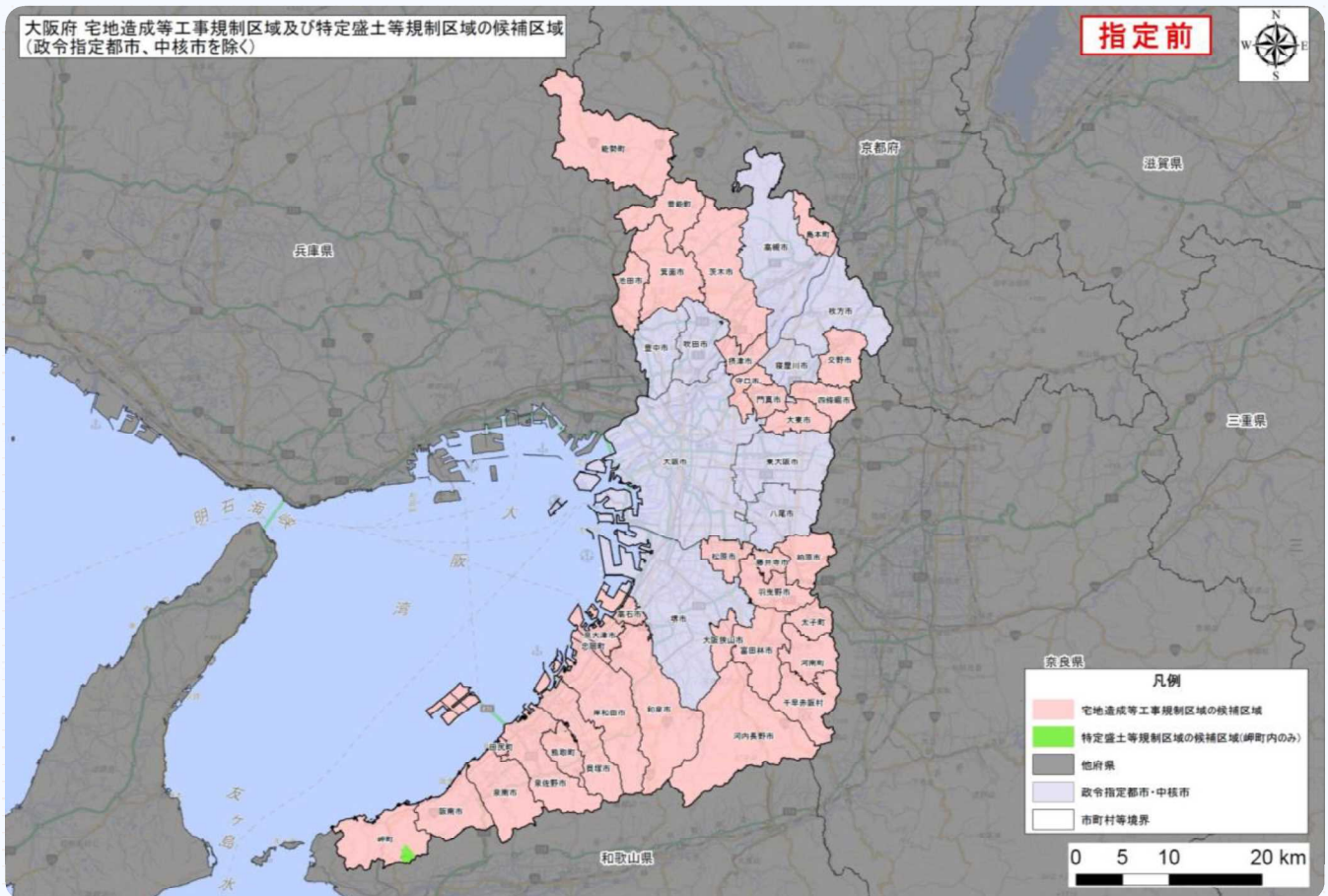


令和6年4月1日から大阪府にて盛土規制法の運用を開始します。

盛土規制法による規制区域

「宅地造成等規制法」が改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称:盛土規制法）が令和5年5月26日に施行されました。危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

大阪府では令和6年4月1日に府域全域（政令指定都市・中核市を除く）を盛土規制法の規制区域に指定し、運用を開始します。（下図の「規制区域の候補区域」が指定予定の規制区域となります。）



※特定盛土等規制区域は岬町の一部のみ、その他区域はすべて宅地造成等工事規制区域

- 宅地造成等工事規制区域** ▶ 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定
- 特定盛土等規制区域** ▶ 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

区域指定時点で施工中の工事等の届出

令和6年3月31日以前に着手され、運用開始以降も以下の盛土等を行う場合については**運用開始日から21日以内（令和6年4月22日まで）**に盛土等に関する届出が必要です。

（対象となる盛土等の規模については次ページ図参照）

- ▶ 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- ▶ 土石の堆積（一時的な堆積）
- ▶ 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（都市計画法の開発許可を取得しているものも含む）

許可申請

大阪府の規制区域内で、下記の規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ大阪府知事（政令指定都市・中核市・権限移譲市町村※の区域で行う場合はその市町村長）の許可が必要です。

【土地の形質の変更（盛土・切土）】		宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
①盛土で 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③切土及び盛土で 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さ 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く)
			⑤切土又は盛土をする面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの (①～④を除く)

【一時的な土石の堆積】	
①堆積の面積が 500㎡超 3000㎡超 となるもの	②堆積の高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1500㎡超 となるもの (①を除く)

※本許可に係る権限移譲市町村は下記のとおり

市町村名	権限移譲をしている区域
茨木市	市街化区域のみ
箕面市	市街化区域のみ
和泉市	市街化区域のみ

申請・届出の窓口

大阪府（政令指定都市・中核市・権限委譲をしている区域を除く）における宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請・届出は、工事主が、府知事に対して行ってください。申請書・届出書の提出先は次のとおりです。（提出先の詳細な情報は府HPをご確認ください。）

申請所在地	申請窓口	
	森林区域が含まれる場合	森林区域が含まれない場合
池田市、茨木市(市街化調整区域)、箕面市(市街化調整区域) 摂津市、島本町、豊能町、能勢町	環境農林水産部 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課
守口市、大東市、柏原市、門真市、四條畷市、交野市	環境農林水産部 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課	
富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市 大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	環境農林水産部 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課	
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市 和泉市(市街化調整区域)、高石市、泉南市 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	環境農林水産部 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課	

※森林区域について

森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林（民有林）の区域及び同法第七条の二第一項の規定によりたてられた森林計画の対象とする森林（国有林）の区域をいいます。

開発をしようとする区域が森林区域であるかどうかは、その区域のある市町村、所管の農と緑の総合事務所及びみどり推進室森づくり課において確認できます。

大阪府における盛土規制法に係る手続きの流れ、技術基準等については右のQRコードから大阪府HPにアクセス頂き、ご確認ください。

【大阪府HP：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事許可制度】

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

大阪府HP

